

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 6 号

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表カドミウムの項中「K0102 55.2、55.3又は55.4」を「K0102-3 14.3、14.4又は14.5」に改め、同表全シアンの項中「K0102 38に定める方法（38.1.1及び38備考11に定める方法を除く。）」を「K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法」に改め、「付表1」の右に「（蒸留操作は装置にて行う。）」を加え、同表有機りんの項中「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）」を「規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）」に改め、同表鉛の項中「K0102 54」を「K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5」に改め、同表六価クロムの項中「K0102 65.2（65.2.7）」を「K0102-3 24.3（24.3.7）」に、「65.2.6」を「ただし、24.3.2」に改め、同表ひ素の項中「K0102 61」を「K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5」に改め、同表アルキル水銀の項中「及び」の右に「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（）」を加え、「付表3に」を「付表1に」に改め、同表1, 3ージクロ

ロプロペンの項中「、5. 3. 1」を「又は5. 3. 1」に改め、同表セレンの項中「K0102 67. 2、67. 3又は67. 4」を「K0102-3 26. 2、26. 3又は26. 4」に改め、同表ふつ素の項中「K0102 34. 1（34備考1を除く。）若しくは34. 4」を「K0102-2 5. 2及び5. 3、5. 2及び5. 4」に、「に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法（）を「、5. 2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。」に改め、「いずれも」を削り、「確認しなかった試料を測定する」を「確認した」に、「規格K0102 34. 1. 1c）に定める操作（34. 1. 1c）の注（2）の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び34備考1に定める操作を除く。）を行うものとする。」を「これを省略することができる。」及び5. 5又は5. 2及び5. 6に定める方法」に改め、同表ほう素の項中「K0102 47. 1、47. 3又は47. 4」を「K0102-3 5. 2、5. 5又は5. 6」に改め、同表1, 4—ジオキサンの項中「付表8」を「付表7」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（環境政策局環境企画部環境保全創造課）